

和光市立地適正化計画【前回のご意見への対応について】

◇ 8月31日に開催した第6回策定委員会における主なご意見への対応状況は以下のとおりです。

第6章：防災指針に関する内容

No.	発言者	意 見（要 約）	対 応	計画書【資料4】 参照ページ
1	杉尾委員	・実施主体について、「市民等」の役割はどのようなことか。合意形成などを想定しているのであれば表現は適切でないと感じてしまう。 ・取組施策のうち、ソフト対策こそ「市民等」の部分に印が多くついていても良いと感じる。	・国の手引きに基づき「実施主体」としていましたが、事業の実施者だけではない、関係する場合も含まれる表としているため、「実施主体」から「実施主体・関係者」へ変更を行います。 ・また、「市民等」について、改めて、各取組施策の確認を行い、市民や事業者との関係性が強いものについては、●印の追加を行いました。	155～158ページ
2	中村副委員長	・6箇所のアンダーパスについて、4箇所はポンプ施設を設置しているとあるが、残り2箇所は設置しなくて良いのか。	・2箇所のうち、西側の広沢原清水線のアンダーパス（新倉地下道）については、県道であり、県へ確認したところ、ポンプ施設は未設置の状況であり、現状として、水深ラインによる注意喚起などを行っている状況です。 ・もう一箇所の外環道に隣接する箇所については、外環道と一体を成す断面構造をしており、ネクスコ東日本に確認したところ、当該付近では、冠水対策として、外環道本線の地下に貯留施設を設けていることを確認しました。 ・そのことを踏まえ、計画書 136、137ページに追記を行いました。	136ページ（冒頭説明文） 137ページ （図6-37アンダーパス位置図）
3	中村副委員長	・ポンプ施設の設置箇所については、鉄道のアンダーパスと白子川沿いに設置されているが、それぞれのエリアで施設の機能や役割が異なるのか。	・鉄道のアンダーパスについては、溜まった内水の排水を行うものであり、白子川沿いについては、白子川へ流れる雨水を道路下にある貯留施設に一時的に貯めた上で計画的に排水する際のポンプ施設です。	—

第7章：誘導施策に関する内容

No.	発言者	意 見（要 約）	対 応	計画書【資料4】 参照ページ
4	中村副委員長	・資料ごとに代表的箇所の箇所数が異なり、また、代表的箇所という名称は分かりにくい ため、表現方法について再検討をしてほしい。	・代表的箇所について、対象となる全ての箇所を述べていたため、「代表」という表現は相応しくなく、計画書においては見直しを行い、対象箇所を言う場合は、代表的箇所は除き、「対象範囲」としました。	165～173ページ
5	伊藤委員	・都市機能誘導区域に関する誘導施策として、理化学研究所やホンダなどの施設があり、需要も考えられるため、会議ができる施設や場所があることが望ましい。 また、移動販売のキッチンカーが活動できるスペース等、様々な事業を試すことができる青空市場のような空間があるとよい。	・会議スペースについては、以前の「誘導施設」の検討においても議論がなされ、ミーティングなども想定した「活動交流スペース」について、誘導施設の一つとして、和光市駅周辺への誘導を図るものとなりました。 ・屋外での移動販売や事業実施のスペースなどについては、誘導施策「【都市②】公共空間の有効活用や地域連携による賑わいづくり」において、和光市駅前の公共空間を活用したイベント実施などについて、市内事業者などと連携して進めていくものとしています。また、この内容については、第二次和光市産業振興振興計画の施策とも整合・連携を図ったものとなっています。	64ページ（誘導施設） 167ページ（誘導施策）
6	伊藤委員	・居住誘導に関する誘導施策として、震災時の帰宅困難者への支援も必要となるため、先ほどの会議所等を活用した施策があるとよい。また、各マンションが避難訓練を行っているかを確認することが望ましい。埼玉県でもシェイクアウト訓練として取り組んでいる。さらには、和光市では湧き水が豊富にあるため、災害時の水確保にも利用できるのではないかと。 ・避難時において、どのような優先順位をつけるか、トリアージの視点も重要である。	・いただいたご意見については、和光市地域防災計画や和光市国土強靱化地域計画といった防災関連の計画を所管する危機管理室とも共有を図りながら、今後の防災まちづくりの取組の参考とさせていただきます。	—
	大沢委員長	・災害に関する意見は、地域防災計画で担う部分でもある。一方で、計画間の連携は重要であるため、配慮して進めてほしい。		
7	伊藤委員	・公共交通ネットワークに関する誘導施策としては、スーパーの周りにおいて、ゴルフ場のカートのような移動手段があると利便性も高まるのではないかと。また、「ハブ」という言葉を使っているため、大江戸線や都営三田線の各駅や、高速道路のインターチェンジとのつながりも考慮してほしい。	・公共交通ネットワークの形成については、和光市地域公共交通計画に基づき、各種の取組を進めており、ご意見のような、多様な移動サービスの可能性についても検討を進めています。いただいたご意見は、当該計画を所管する公共交通政策室とも共有させていただきます。	—

No.	発言者	意 見（要 約）	対 応	計画書【資料4】 参照ページ
8	関口委員	・居住②の新規施策として、土地区画整理事業完了後のコミュニティ形成支援について触れているが、私自身は越後山土地区画整理事業に関わっており、事業完了後の「まち育て」が非常に重要な視点と感じている。その際、行政に頼るだけではなく、市民協働により進めていくことが必要である。今後は、いかに市民がお金を稼いでまちをつくっていくかといったことが必要であるため、エリアマネジメントによる人の協働等の視点が追加できると良い。	・ご意見を踏まえ、誘導施策「【居住②】良好な居住の受け皿となる住環境形成」の取組内容において、「市民同士の協働によるエリアマネジメントの取組等を促進し、～」という内容を追加しました。	169ページ(居住②の取組内容)
9	青木委員	・居住①の施策で関連するが、各団地やマンションに住む住民の高齢化が進んでいる。今後は、高齢化等を契機として、建替えや集約に対する検討が進むような支援策があると良い。	・いただいたご意見の視点は、今後の居住誘導や地域コミュニティの形成において、非常に重要な視点であります。ご教示の具体策について、すぐに立案することは難しい面もあるため、今後において、特に分譲形式の中高層集合住宅の所有者に向けた支援策などを検討する際の参考とすべく、庁内でも共有させていただきます。	—
	大沢委員長	・集合住宅の維持管理や建替えについては、将来的に大きな社会問題となることは間違いない。ただし、諏訪原団地のような分譲住宅の場合、それら調整や合意形成が非常に困難であるとも言える。そのため、例えば、周辺住宅への住み替えを支援する等、和光市内に留まってもらうことを優先に考えた施策等の整理ができれば良い。		
10	青木委員	・公共交通ネットワークに関する施策については、都市機能誘導区域を設定した和光市駅周辺を有効活用するためにも、そこへ人を集めるための取り組みが重要となる。基幹的な公共交通軸の図を見ると、和光市駅へ向かう軸が少なく感じてしまう。南や東の方のバス路線は成増駅に向かってしまう。また、一部は都営三田線や大江戸線にも向かうようになっており、分散的になってしまっている側面もある。施策の提案としては、高齢者の移動手段として、市内循環バスもあるが、タクシー補助券の配布や、より小型のバスの運行等についても効果的と感じる。	・いただいたご意見を踏まえ、公共交通政策室に確認の上、タクシー補助券に関しては、昨年度より引き続き、公共交通空白地域の居住者(70 歳以上)に対して、タクシー利用料金助成事業(タクシーチケットの配布)を行うことを確認しました。一方で、将来的に長期での助成を行うかは未定であるため、公共交通空白地域における幅広い施策を今後も検討することも含め、誘導施策【公共交通①】の主な施策に、「◇公共交通の空白・不便地域の解消」を追加しました。 ・また、小型のバスの運行に関しては、循環バスの運行見直しにより、一部ルートで現行バスより小型の車両を導入することから、同じく【公共交通①】の取組内容において、「路線バスとともに、運行ルートの道幅等の環境に応じた車両を活用した市内循環バスの運行により、拠点と市内の居住地等を結ぶ地域公共交通を確保していきます。」という内容を追加しました。	172ページ(公共交通①の主な施策、取組内容)
	大沢委員長	・公共交通ネットワークに関する施策については、地域公共交通計画があるため、基本的にはそちらに検討を委ねて、立地適正化計画としては連携を図ることで良い部分もあるが、一方で、都市機能誘導区域等の拠点性を高めるために必要な取組として、公共交通側に働きかける考え方を持つことも重要であるため、積極的に連携を図ることを期待したい。		
11	大沢委員長	・公共交通②の新規施策に「交通拠点における乗り換えがしやすいダイヤの調整等」とあるが、逆に捉えてしまうと、乗り換えがしやすいと、まちに留まってもらう時間も少なくなり、にぎわいが発生しない可能性もある。この施策自体は問題ないが、あわせて、拠点内のゆとりある滞留機能を持たせる視点もあると良い。	・いただいたご意見を踏まえ、誘導施策【居住⑦】の暮らしの拠点周辺に対する取組内容においても、「拠点内で人々が交流・滞在できる環境形成などの更なる拠点性向上に繋げることができるよう～」という内容を追加しました。 ・また、ご意見の趣旨は、和光市駅周辺でも同様に考えるべき内容であるため、駅周辺の空間形成において、交流・滞在を意識した取組を進めていきます。	167ページ(都市②の取組内容) 171ページ(居住⑦の取組内容)
12	大沢委員長	・居住⑤の南地域の施策は、都営大江戸線の延伸にあわせたまちづくりについて、既存施策と新規施策の両方で述べているが、概ね同じ内容であり、新規施策とは言えないのではないか。	・ご指摘のとおり、既存施策と新規施策において、重複する内容となっていたため、計画書においては、文章を統合して掲載しました。	170ページ (居住⑤の南地域の主な施策)
13	中村副委員長	・居住⑤の施策について、東地域では、防災対策に関する取組を記載しており、その内容は良いが、それとともに、北地域に記載のある避難路のこともについても記載することが望ましい。また、都市計画道路の整備による避難路の確保も重要であるが、主要な生活道路の整備も重要であり、避難路としての役割を十分に期待できる。	・ご指摘を踏まえ、誘導施策【居住⑤】の主な施策として、東地域においても、北地域とともに高台への避難路に係る施策を追加しました。 ・また、主要な生活道路についても、都市計画道路と併記することが望ましいため、居住⑤の主な施策において、避難路に資する道路として整備すべき対象に、都市計画道路とともに記載しました。	170ページ (居住⑤の北・東地域の主な施策)
14	中村副委員長	・居住③の対象箇所である「長期未着手土地区画整理区域(駅近接ゾーン)」については、ポテンシャルが高いエリアであると思うが、施策は容積率の緩和等のみか。都市計画マスタープラン等で整備の方向性が示されているのであれば、その内容も踏まえるべきである。	・当該地区のまちづくりについては、手法も含めて継続的な検討を進めていますが、現時点では、具体性を持った取組として立地適正化計画に記載できる段階ではない状況です。今後、検討が進んだ段階でまちづくりの考え方などを対外的に示すものとなるため、その取組と連携して、立地適正化計画での都市機能や居住の誘導を更に進めていくものと考えています。	—
15	伊藤委員	・和光市の荒川対岸には荒川第一調節池があり、今後も第二・第三調節池が整備されるようである。和光市域において、荒川に突き出しているエリアは、その第一調節池が含まれ、昔は渡し舟もあった箇所であり、有効活用してほしい。ドローンの飛行場等も良いのではないか。	・荒川の河川敷周辺は、都市計画マスタープランにおいて、「緑の拠点」として位置づけているため、いただいたご意見は、今後の拠点形成の参考とさせていただきます。	—